

平成31年第4回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成31年4月10日(水) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 14人

古城 義郎 (会長)  
内田 浩明 (副会長)  
畑田 香織  
前田 博礼  
成徳 親幸  
中尾 純一  
濱崎 仁道  
山川 英昭  
福田 榮一  
前田 真也  
濱田 陽子  
齊藤 健  
上田 清史

欠席委員 1人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦  
次長 藤井 浩一  
書記 田中 雅之  
書記 中山 敬二

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）  
議案第24号 事業計画変更承認申請について  
議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
報告第10号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について  
報告第11号 農地法第3条の3第1項の届けについて
- 第3 その他

事務局長 みなさんこんにちは。それでは定例会を始めたいと思います。まず、会長より挨拶を承りたいと思います。

議長（会長）改めてみなさんこんにちは。本日は足元が悪い中御出席いただきありがとうございます。前回までは13名の農業委員と6名の推進委員で会議を進めてまいりましたが、今回より農業委員として齊藤さんに参加いただくようになりました。担当地区は荒尾地区となります。みなさんと力を合わせて活動していただきたいと思います。

事務局長 ありがとうございます。4月の異動で北原部長が産業建設部長になりました。部長より挨拶いただきたいと思います。

部長 みなさんこんにちは。今回の人事異動で産業建設部長を拝命いたしました北原と申します。よろしく申し上げます。

みなさん御存知であると思いますが、今まで建設経済部と呼ばれていた部が産業建設部と名前が変わりました。私も、初めてでまだ慣れませんが、みなさまとこれから色々とお話し合いをさせていただきながら、荒尾市の農業をどのようにしていきたいかを考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

事務局長 部長におかれましては、次の公務がありますので退席させていただきます。

（部長退席）

議長（会長） それではただ今より平成31年第4回の総会を開催いたします。本日は14名中13名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題6件、報告2件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

1 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 平山の個人

(譲受人) 平山の個人

(土地の所在地) 平山の畑、面積 2,196 m<sup>2</sup>、現況畑 外 2 筆 合計 5,577 m<sup>2</sup>

(譲渡理由) 贈与

(譲受理由) 贈与

こちらは現場の写真になります。こちらが申請のあった所の農地になります。1 筆は梅が植えつけられている農地で、残りの 2 筆は不耕作で保全されている農地です。草刈もされていて管理されている農地です。特に問題は無いと思います。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第 3 条の 所有権移転 許可申請については以上です。**

**議長** ありがとうございます。では担当委員、説明をお願いします。

**委員** 当事者は親子で同居しています。三筆とも管理しており、今後も管理を継続していくということです。早めの贈与となりますが、何ら問題無いと思います。以上です。

**議長** はい有難うございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第 2 1 号 農地法第 4 条の規定による農地等の「転用申請」許可申請**について、説明をお願いします。

**事務局次長** 2 ページ、**議案第 2 1 号 農地法第 4 条の規定による農地等の「転用申請」許可申請**についてです。

2件です。

#### 受付番号1

(申請人) 増永の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 52 m<sup>2</sup>、現況雑種地

(転用目的) 駐車場、第3種農地、用途地域内の農地、始末書添付

現地の状況ですが、すでにアパートの駐車場の一部として利用されており、アスファルト舗装された状態となっています。

事業計画書をご覧ください。計画概要は、アパート敷地内の駐車場となっています。駐車場を確保するために転用許可が必要であることを知らずに転用したということです。周辺に農地はなく営農への影響はありません。違反転用のため始末書が提出されています。以上です。

#### 受付番号2

(申請人) 熊本市の個人

(土地の所在地) 上井手の畑、面積 521 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 公民館、第2種農地、公民館敷地として貸し出す計画、始末書添付

現地写真ですが、すでに転用済みで、公民館、公民館広場として利用されています。事業計画書をご覧ください。すでに公民館広場として遊具が設置され、建物の一部も農地に建っています。給排水計画は既存のままであり、隣接農地への影響はありません。違反転用のため始末書が提出されています。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第4条 転用申請 許可申請については以上です。**

**議長** ありがとうございます。それでは担当委員、説明をお願いします。

**委員** 1番についてですが、本人は転用許可が必要なことを知らずに埋め立ててしまい農地のままであったため始末書が添付されておりますが、転用については問題無いと思います。よろしくをお願いします。

議長 違反転用の事実はどのようにして分かったのですか。

書記 土地のことを調べているときに一部が農地のままになっていたことに気付いたと伺っております。

議長 ありがとうございます。この件につきまして他に御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 ありがとうございます。それでは2件目の案件について担当委員、説明をお願いします。

委員 2番についてですが、公民館の土地です。修繕のために補助金があるということで調べているときに敷地が農地であることに気付いたということです。転用については問題無いと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして他に御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第22号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、説明をお願いします。

事務局次長 3ページ、**議案第22号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**についてです。

4件です。

#### 受付番号1

(譲渡人) 下井手の個人

(譲受人) 増永の個人

(土地の所在地) 下井手の田、面積 357 m<sup>2</sup>、現況田

(転用目的) 一般住宅、第2種農地

現地の状況ですが、耕作されていない保全農地です。個人用住宅で給水については上水道を、排水、雨水については合併浄化槽を使用します。隣接農地への営農には影響なく問題無いと思います。以上です。

#### 受付番号2

(譲渡人) 東屋形の個人外個人2名

(譲受人) 福岡県大牟田市の不動産業の法人

(土地の所在地) 宮内の他、面積 1,060 m<sup>2</sup>、現況畑、外3筆、合計 3,819 m<sup>2</sup>

(転用目的) 資材置場兼駐車場、第2種農地

現地の状況ですが、周辺には住宅や太陽光発電に転用された土地があります。申請地は耕作されていない保全農地です。中央部に水路があり、塩ビ管が設置され保全管理されています。給排水については、資材置場兼駐車場のため給水は不要、排水は雨水のみで、近隣の農地への影響はありません。以上です。

#### 受付番号3

(譲渡人) 一部の個人

(譲受人) 玉名市の個人

(土地の所在地) 一部の畑、面積 401 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、耕作されていない農地で、隣に住宅があります。給水については上水道を利用、生活雑排水については公共下水道を利用します。雨水については浸透枡を設置し処理します。近隣農地への営農への影響はありません。以上です。

#### 受付番号 4

(譲渡人) 東京都西東京市の個人外 2 名

(譲受人) 昭和町の法人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 113 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 資材置場、第 3 種農地で用途地域内の農地

現地の状況ですが、譲受人の会社倉庫の南側にある農地です。現地は資材置場として利用し、鉄骨、足場を置く計画となっております。給排水計画については、給水はなし、排水は雨水のみとなっております。農地は荒れており、営農には影響はありません。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第 5 条の「所有権移転」許可申請については以上です。**

**議長** ありがとうございます。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず 1 番について担当委員は説明をお願いします。

**委員** 1 番ですが、現地を見てきました。管理された土地で、住宅を建てるのに適していると思います。何ら問題無いと思います。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして 2 番について担当委員は説明をお願いします。

**委員** 2 番ですが、現場に行ってきました。4 筆あり、広い土地です。資材置場は 2 か所で、周囲には擁壁がされております。擁壁のところには側溝があります。周りには荒れた農地がありますが、耕作されておられません。資材置場が 2 か所あり、土砂等をダンプカーで持ってくると考えられます。造成だけならば問題ありませんが、土地の東側に斜面があり、年数が経つと土砂が側溝に流れると思います。側溝が土砂で埋まってしまったときに誰が責任を持って取り



除くのかという問題があります。申請者に土手を高くするか、資材置場を低くするかできないか指摘をしましたところ、溜枡を設置し、土砂が溜まったら取り除くことを約束していただきました。以上です。

**議長** ありがとうございます。この案件については3000㎡以上の転用のため本庁の案件になります。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3番について、担当委員をお願いします。

**委員** 3番ですが、申請地は国道沿いに面した場所で周りに一般住宅があります。以前、西側と北側に擁壁を設けて埋め立てた土地だと考えられます。西側は荒地で大きな木が生い茂っているという状況で、周りへの影響はほとんどないと考えられます。以上です。

**議長** はい有難うございました。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして4番について、担当委員をお願いします。

**委員** 4番ですが、海岸沿いにある農地です。足場板を置くために会社倉庫の隣の土地を買うということですが、会社倉庫より1mくらい低い土地で、車では入れないところです。社長に盛土をするのかを尋ねましたが、現時点では予定はないということです。問題はないと考えます。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。先ほどの22号の2の案件については、元々宅地造成という形で行いたいとのことで話がありましたが、水道がないということでこのような形になったとかがえられます。では続きまして**議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請**について、説明をお願いします。

**事務局次長 議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請**についてです。

1件です。

受付番号1

(貸渡人) 樺の個人

(借受人) 樺の個人

(土地の所在地) 樺の畑、面積470㎡、現況樹園地

(契約期間) 期限の定めのない使用貸借契約

(転用目的) 一般住宅、第1種農地、集落接続

現地の状況ですが、住宅が周りにあります。申請地には作物はありませんが、耕された農地です。給排水計画については、給水は上水道を使用、生活雑排水の処理には合併浄化槽を利用し、雨水は自然浸透します。近隣農地への影響はほとんどないと考えられます。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第5条の「使用貸借権設定」許可申請**については以上です。

**議長** ありがとうございます。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。担当委員は説明をお願いします。

**委員** 貸人と借人は、祖母(貸人)と孫(借人)の関係です。水路については問題なく、影をうつすこともないと考えられます。問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきましてご意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第24号、事業計画変更承認申請**について、説明をお願いします。

**事務局次長** 議案第24号、事業計画変更承認申請についてです。

1件です。

受付番号1

(当初計画者) 緑ヶ丘の個人

(土地の所在地) 宮内の田、面積 389 m<sup>2</sup>、現況雑種地 外3筆 合計 748 m<sup>2</sup>

(転用目的) 貸家から駐車場、太陽光発電設備に変更、第2種農地

平成27年に転用許可を受けていましたが、住宅の建設ができなくなったため、目的を駐車場、太陽光発電施設への変更するものです。現地の状況ですが、宅地転用ができずに荒れた土地となっております。計画は、駐車場が265 m<sup>2</sup>、残りを太陽光発電施設とします。駐車場、太陽光発電ですので、給水はなく、排水は雨水のみとなっております。元々、住宅地として転用許可済みで、営農には影響がないと考えられます。以上です。

**議長** ありがとうございます。それでは担当委員、説明をお願いします。

**委員** 現地確認をしました。行政書士、申請者に立ち会っていただきました。事業計画では、住宅から駐車場、太陽光発電に変更したわけですが、法面関係はきちんと管理してくださいとお願いしてきました。問題はないと思います。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画**について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成31年4月15日の公告予定です。今回が4回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定5年の田829㎡、再設定の5年の田13,253㎡、利用権設定の合計が14,082㎡、所有権移転はありませんので、今回の利用集積計画合計は14,082㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で30,769㎡となります。

#### 1 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本市の法人

(貸し手) 佐賀県神埼郡の個人

(利用権を設定する土地) 蔵満の田、面積829㎡

利用目的は野菜、期間は平成31年5月1日から平成36年6月30日までの5年間、総額12千円/年の賃貸借です。

#### 2 件目

再設定です。

(借り人) 熊本市の法人

(貸し手) 水野の個人

(利用権を設定する土地) 水野の田、面積45㎡ 外4筆 合計11,499㎡

利用目的は野菜、期間は平成31年7月1日から平成36年6月30日までの5年間、総額229.9千円/年の賃貸借です。

3 件目

再設定です。

(借り人) 熊本市の法人

(貸し手) 水野の個人

(利用権を設定する土地) 水野の田、面積 1754 m<sup>2</sup>

利用目的は野菜、期間は平成 31 年 7 月 1 日から平成 36 年 6 月 30 日までの 5 年間、総額 35 千円/年の賃貸借です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 では議案第 25 号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第 10 号から報告第 11 号について報告が行われた。

○第 10 号 農地法第 18 条 6 項の規定による合意解約通知について 5 件

○第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届け 1 件

議長 ありがとうございます。ここでは審議はありませんが、御意見、御質問受け付けます。何かございませんか？

— ( 「なし」 の声あり ) —

議長 他に御意見、御質問等ありませんか？

委員 議案第 22 号の 2 の案件ですが、資材置場として転用するにあたり、排水同意書は必要ないのですか。これと同じような案件が平山にあります。資材置場を作り、溜枘を作ってる過して川に流すのですが、行政書士、建設会社より同意書を下さいと話がありました。このような場合、同意書が必要な場合と不要な場合があるのですか。

**議長** 周りに耕作地がないので必要ないのではないのでしょうか。

**局長** 道路側溝に排水する場合、同意はいただいております。例えば、排水先が田で使う水路の場合は、排水同意書をいただいております。排水先の水路が農業用水路の場合に必要となります。

**議長** 地元の同意は普通の農地であれば必要な場合があると思います。周りの営農に影響がないことを確認した上で許可をしていただきたいと思います。

**局長** 会議終了後に農業委員会で場所等の確認をしたいと思います。

**委員** 資材置場では、許可が下りると、5年、10年後にはU字溝などは詰まっていて、大雨の時には水が溢れます。管理が疎かになっていると思います。

**議長** 他に御意見、御質問等ありませんか？

— ( 「なし」 の声あり ) —

では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 農地意向カードについて
- 平成31年度農地利用状況調査の実施日程について
- 委員名簿の配布について
- 農産漁村女性表彰に伴う報告及びお礼について
- 活動実績報酬明細について

**議長** それでは、これをもちまして平成31年第4回定例会を終わります。

閉会：14時40分